

平泉町産の農産物資源を活用した 新商品開発などの事業計画を募集します。

目的

本事業は、平泉町内で生産される農産物資源を有効活用した新商品開発及び加工施設の整備、販路開拓などを推進することにより、本町の産業振興及び地域経済の活性化を図ります。

是非、この機会に 6 次産業化にチャレンジしてください。



【対象者】

平泉町内に居住する農業者及び町内に事業所等を有する企業又は団体等で、次のいずれかに該当する者

- (1) 2 戸以上の認定農業者又は 3 戸以上の農業者で構成する農業者グループ
- (2) 農業法人又は集落営農組織等の地域営農団体
- (3) 食料品製造を生業とする企業
- (4) 商工業者等が組織する団体
- (5) その他町長が特に認める団体

【募集内容】

本町で生産された農産物資源を活用した以下の事業内容

1. 新商品開発事業

対象者 ((1)・(2)・(5))が、自ら生産した又は町内で生産された農産物を活用し、新たな商品開発に向けて、開発から加工及び販売までを一体化して行う事業

補助金額：上限 4,000 千円（補助率 4 / 5 以内）

2. 農商工連携促進事業

対象者 ((3)・(4)・(5))が、町内の農業者と連携し生産された農産物を活用し、新たな商品開発に向けて、開発から加工及び販売までを一体化して行う事業

補助金額：上限 3,000 千円（補助率 1 / 2 以内）

【応募期間】： 随時受付します



【補助対象経費】

事業計画を実施するために必要な経費で、次に掲げるもののうち適正と認めるもの。

事業名称	補助対象経費
新商品開発事業	①委託費 ②加工、販売施設建設費（既存施設の改修費を含む。ただし、土地購入費、借地料は除く。） ③加工機器購入費 ④加工設備費 ⑤販売機器購入費 ⑥その他事業に必要であると町長が認める経費
農商工連携促進事業	①委託費 ②加工、販売施設建設費（既存施設の改修費を含む。ただし、土地購入費、借地料は除く。） ③加工機器購入費 ④加工設備費 ⑤販売機器購入費 ⑥その他事業に必要であると町長が認める経費

- ※ 1 補助金の額の 1,000 円未満の端数は切り捨てとする。
- ※ 2 新たな商品開発において、「従来製品の素材及びデザインの変更」及び「実現可能性が低い商品」については対象としない。
- ※ 3 事業に直接必要な経費として明確に区別できるもので、採択決定以降に、発注、購入、契約等を行い、当該年度内に事業が完了し、かつ証拠書類によって補助事業に使った金額が確認できる経費を対象とする。
- ※ 4 人件費、食料費及び土地購入費並びに借地料は補助の対象としない。
- ※ 5 機器は、用途が加工及び販売に限られるものを補助の対象とし、汎用性のある機器は補助の対象としない。

【応募要件】

- ①本町で生産された農産物資源を活用していること
- ② 6 次産業化の取り組みとなっていること
- ③「従来製品の素材及びデザインの変更」、「実現可能性が低い商品」ではないこと
- ④町税を滞納していないことなど

【本事業に関する問い合わせ・申請書提出先】

〒029-4192 平泉町平泉字志羅山 45-2
平泉町役場 農林振興課
電話：0191-46-5564 FAX：0191-46-3080

★応募要領、申請書等は下記 URL からダウンロードできます。
<http://www.town.hiraizumi.iwate.jp/site/>

平泉町役場

検索